毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県

大野印刷㈱ (定価 箇年 三万八千八百八十円)

編集

この告示は、

公示の日から施行する

兀 平

目

次

成二十

日)

訓

令

甲

(金曜

大分県訓令甲第十三号

七三

大分県職員安全衛生管理規程の一部改正…………………………………………………………………四 口頭により開示請求することができる個人情報を定める告示の一部改正………………一

のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県副知事の担任事務に関する規程(平成二十六年大分県訓令甲第十七号)の一部を次

地 本

方

関 庁

示

甲

教育委員会訓令甲

大分県政策企画委員会設置規程の一部改正……………

特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正………四

应

この訓令は、

公示の日から施行する。

則

大分県訓令甲第十四号

号中

「大分県行財政高度化指針」を「大分県行財政改革アクションプラン」に改める。

「安心・活力・発展プラン2015」」に改め、

05」」を「大分県長期総合計画

第

条の表の共管事務の項第三号中「大分県長期総合計画

大分県知事

広

貞

「安心・活力・発展プラン20

同項第四

警察本部訓令

大分県食の安全確保推進本部設置規程の一部改正……………………………………………………………四

〇 告

示

大分県告示第二百二十七号

百二十六号)の一部を次のように改正する 口頭により開示請求することができる個人情報を定める告示(平成十四年大分県告示第五

加える。

第九十四条第四項中

「各所属長から、」の下に「返還依頼書(第十三号様式)により」を

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県文書管理規程

(平成二十一年大分県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

地

方

関 庁

平成二十八年四月一日

別表第一中

平成二十八年四月一日

大分県知事

貞

健康対策課

(健対)

を

広 瀬

同表の調理師試験の項中

「商工労働部雇用・人材育成課」を「商工労働部雇用労働政策課」に改める。

則

勝

表の歯科技工士試験の項を削り、 「福祉保健部健康対策課」を

の項中 「福祉保健部健康づくり支援課」に改め、 同表の技能検定試験の項及び職業訓練指導員試験

平成二十八年四月 —

大分県報号外 (告示・訓令甲 健康づくり支援課

(健康

に、

.練支援センター」を「県立竹H	「 「松工芸・訓練支援センター」を「県立竹工芸訓練センター」に、
工事技術管理室産業集積推進室	術管理室
消防保安室防災対策室	K安室 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
自然保護推進室	味護推進室
集落営農・水田対策室	宮農・水田対策室
工事技術管理室	2術管理室
農地農振室産業集積推進室	農振室
経営金融支援室	金融支援室
消防保安室防災対策室	7. 保安室
地域活力応援室	项活力応援室
景観・まちづくり室地域活力応援室	(観・まちづくり室)
都市計画課」を「都市・まちづくり推進器	『計画課』を「都市・まちづくり推進課」に、
農地活用・集落営農課	地活用・集落営農課
新規就業・経営体支援課	規就業・経営体支援課
地域農業振興課	辰業振興課

(当該枚数が2枚未満のときは2枚)を」に改める。 第十二号様式の次に、次の一様式を加える。 第七号様式(その二)中「肩書き」を「会社・団体名」に、「1枚」を「1割程度の枚数 県立農業大学校 平成二十八年四月一日 (農大) に改める。 大分類 第十三号模式(第九十四条関係) 大分県報号外 (訓令甲) 返遊依頼日 中分類 小分数 奪罪名 ተ ш **梁整** 华三 返還依賴書 作件 极数 完結年月日 別 題 宋 保 存 期 間 満了年月日 畲 \equiv 報

附 則

この訓令は、 公示の日から施行する。

大分県訓令甲第十五号

本

地 方 機 関 庁

大分県職員安全衛生管理規程 (昭和六十年大分県訓令甲第九号)の一部を次のように改正

平成二十八年四月一日

する。

貞

福祉保健部健康対策課長」 第十七条第二項第一号中 「条件附」 を「福祉保健部健康づくり支援課長」 を 「条件付」に改め、 同条第三項第一号及び第四項中 に改める。

別表第四の日出別府地区安全衛生協議会の項中 「竹工芸・訓練支援センター」を「竹工芸

訓練センター」に改める。

この訓令は、 公示の日から施行する。

大分県訓令甲第十六号

方 機 関 庁

地

訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。 特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成元年大分県

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

第二条第一号中 「又は畜産研修センター」を削る。

公示の日から施行する。

この訓令は、

大分県訓令甲第十七号

庁

に改正する。 大分県政策企画委員会設置規程(平成二十一年大分県訓令甲第十一号)の一部を次のよう

平成二十八年四月一日

訂版)」を「大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」」に改める。 一条第一号中「大分県長期総合計画 「安心・活力・発展プラン2005」(2012改

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第

この訓令は、 公示の日から施行する。

○訓 令 甲

警察本部訓令 教育委員会訓令甲

大分県訓令甲第十八号

大分県教育委員会訓令甲第八号

大分県警察本部訓令第十五号

知 教

事

部

部庁局

大分県食の安全確保推進本部設置規程

平成十五年大分県教育委員会訓令甲第九号 大分県警察本部訓令甲第十七号 大分県訓令甲第二十四号

の

部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大 分 県 知 事 広

瀬

分

委

員

生 会 貞

勝

大

育

県 教

松 坂

大分県警察本部長 規

題名を次のように改める。

大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程

総合的な施策(以下「食育の推進に関する施策」という。)」を加え、 保推進本部」を「大分県食の安全確保・食育推進本部」に改める。 分県食育推進条例(平成二十七年大分県条例第五十号)第三条に定める食育の推進のための 一条中「「条例」を「「安全推進条例」 に改め、 「施策」という。)」の下に 「大分県食の安全確 「及び大

「条例」を「安全推進条例」に改める。第二条第一号中「施策」の下に「及び食育の推進に関する施策」を加え、同条第二号中

に改める。 に改め、同条第二項及び第三項中「幹事会」を「食の安全確保推進幹事会」 保推進幹事会」に改め、同条第二項及び第三項中「幹事会」を「食の安全確保推進幹事会」 を加え、「幹事会」を「食の安全確 保施といる。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

第七条 本部に、本部の付議事項のうち食育の推進に関する施策に係るものについて協議す(食育推進幹事会)

2)、東京生生弁事がは、弁事長女が弁事で且哉し、弁事長女が弁事は、川長毎三二曷げら発るため、食育推進幹事会を置く。

をもって充てる。 2 食育推進幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第三に掲げる者

削り、「商工労働企画課経営金融支援室長」を「工業振興課長」に、「農山漁村・担い手支別表第二中「健康対策課長」を「健康づくり支援課長」に改め、「生活環境企画課長」を3 前条第三項から第五項までの規定は、食育推進幹事会について準用する。

援課集落営農・水田対策室長」を「地域農業振興課長」に改める。

農地活用・集落営農課長」

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 (第七条関係)

幹事長

生活環境部審議監

幹事

観光・地域振興課長

観光・地域振興課地域活力応援室長

健康づくり支援課長

高齢者福祉課長

こども未来課長

うつくし作戦推進課長

県民生活・男女共同参画課長

私学振興・青少年課長

食品安全・衛生課長

工業振興課長

地域農業振興課長

畜産振興課長

林務管理課林産振興室長

漁業管理課長

教育庁義務教育課長

教育庁体育保健課長

附則

この訓令は、公示の日から施行する。